

支部役員候補者選定・選出規程細目

(総 則)

第1条 本規程細目は、支部役員候補者の選定ならびに支部役員の選出について必要な細目および補足事項を定める。

(改選数)

第2条 支部役員の毎年の改選数は、次のとおりとする。

支部長	1名 (1回/2年毎)
総務企画幹事	1名 (1回/毎年)
会計幹事	1名 (1回/毎年)
協議員	各支部で定めた定数の1/2 (1回/毎年)

(候補者の選定)

第3条 支部役員会は、改選を要する役員につき、実施前年11月15日までに下記定数の支部役員候補者を選定する。

支部長	1～3名
総務企画幹事	1～3名
会計幹事	1～3名
協議員	改選数以上

(候補者の選定手続き)

第4条 支部役員会による役員候補者の選定手続きは、下記による。

(1)支部役員および支部代表評議員は、書面により改選数と同数の候補者を申し出る。

(2)支部役員会は、前項の申し出の結果を考慮し、第3条に定める定数の候補者を決定する。

支部役員会は、必要に応じ、追加候補者を指名することができる。

第5条 支部に属する正員は、30名以上が一団となって、改選数以内の支部役員候補者を選定することができる。ただし、支部役員または支部代表評議員である正員はこれに加わることはできない。また、同一の正員は、2個以上の団体に加わることはできない。

第6条 前条により選定した支部役員候補者氏名は、11月10日までに支部長に届出なければならない。届出には、団体正員会員の署名押印を要する。

(候補者の表示)

第7条 支部役員候補者の表示は、下記による。

(1)氏名は、支部役員種別ごとに五十音順に記載する。

(2)支部役員会による選定および団体選定の別を記載し、2個以上の団体がある場合は、甲・乙・丙等団体別に表示する。

(3)同一人が、同種役員候補者に2個以上の団体から選定された場合でも、その氏名は、1個所だけに記載する。

第8条 支部役員選出の投票に際しては、役員候補者以外の者に投票しても妨げないことを付記しなければならない。

(投票)

第9条 支部に属する正員は、実施年において改選を要する役員につき次の数を選定し、書面により投票する。

支部長	1名
総務企画幹事	1名
会計幹事	1名
協議員	定数の1/2

(開票)

第10条 前条の到達した投票は、支部長が立ち会って、総務企画幹事が開票し、その結果を支部役員会に報告し、承認を得なければならない。なお、支部長については、さらに理事会の承認を必要とする。

(選任)

第11条 支部役員は、支部役員会の承認を経て、支部総会で決定する。なお、支部長については、さらに、理事会の承認の後、評議員会の評議を経て、総会で決定する。

(付則)

1. 本規程細目は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する
3. 本規程細目は平成12年4月26日より施行する。
4. 本規程細目は平成18年10月13日より施行する。